

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡									
発生日時	不明（令和3年12月12日 18時00分ごろ～19時00分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：12日19時00分ごろ）									
発生場所	和歌山県串本町出雲崎沖 苗我島灯台から真方位176° 1,680m付近 （概位 北緯33°26.7′ 東経135°47.8′）									
事故の概要	漁船かよ丸は、出雲漁港を出航した後、操縦者が落水して溺死した。									
事故調査の経過	令和3年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わない。									
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 かよ丸、0.2トン WK3-22010（漁船登録番号）、個人所有 4.61m(Lr)×1.42m×0.24m、FRP ガソリン機関（船外機）2基、漁船法馬力数60（合計）、 昭和60年8月14日									
乗組員等に関する情報	操縦者 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成3年4月5日 令和3年4月4日をもって失効していた。									
死傷者等	死亡 1人（操縦者）									
損傷	大破（全損）									
気象・海象	(1) 気象 天気 曇り、視界 良好 本事故発生場所の西方約2.1海里（M）に位置する潮岬特別地域気象観測所の12月12日の風向風速観測値は次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>時分</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17時00分</td> <td>西</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>18時00分</td> <td>西北西</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table>	時分	風向	風速 (m/s)	17時00分	西	6.9	18時00分	西北西	4.9
時分	風向	風速 (m/s)								
17時00分	西	6.9								
18時00分	西北西	4.9								

	<table border="1"> <tr> <td>19時00分</td> <td>西</td> <td>4.3</td> </tr> </table> <p>(2) 海象 潮汐 下げ潮の末期（18時）、海水温度 約21℃ 全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による潮岬（本事故発生場所の西方約4.0M）の12月12日の波浪観測値は次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時分</th> <th rowspan="2">波向</th> <th colspan="2">有義波*1</th> </tr> <tr> <th>波高</th> <th>周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17時00分</td> <td>南</td> <td>0.74m</td> <td>4.6s</td> </tr> <tr> <td>18時00分</td> <td>南西</td> <td>0.69m</td> <td>5.3s</td> </tr> <tr> <td>19時00分</td> <td>南</td> <td>0.60m</td> <td>5.8s</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 気象及び海象に関する警報及び注意報 串本町には、12月12日09時54分～13日09時44分まで強風注意報が発表されていた。</p>	19時00分	西	4.3	時分	波向	有義波*1		波高	周期	17時00分	南	0.74m	4.6s	18時00分	南西	0.69m	5.3s	19時00分	南	0.60m	5.8s
19時00分	西	4.3																				
時分	波向	有義波*1																				
		波高	周期																			
17時00分	南	0.74m	4.6s																			
18時00分	南西	0.69m	5.3s																			
19時00分	南	0.60m	5.8s																			
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、いか釣りの目的で、令和3年12月12日18時00分ごろ串本町出雲漁港（以下「本件漁港」という。）を出航した。</p> <p>操縦者の家族は、操縦者がふだん帰宅する時刻を過ぎても帰宅しないので、本船が帰港しているかどうか本件漁港に確認しに行ったところ、本船は帰港しておらず、操縦者の原動機付自転車が本件漁港に残されたままであった。</p> <p>操縦者の家族は、漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）の組合員に相談の上、118番通報をした。</p> <p>本件漁港の組合員は、僚船及び海上保安庁の巡視艇等と出雲崎付近の捜索を始め、深夜中断の後、再開した13日06時55分ごろ僚船により出雲崎の岩礁と岩礁の間で操縦者が、また、12時00分ごろ海上保安官により付近の岩場に転覆して乗り揚げた状態の本船が発見された。</p> <p>操縦者は、病院に搬送後、医師により、死因が短時間の溺死、死亡推定時刻が12月12日19時00分ごろと検案された。 （付図1 事故発生場所概略図、写真1 本事故発生場所 参照）</p>																					
その他の事項	<p>(1) 操縦者について</p> <p>① 操縦者は、出航時、ポロシャツに黒色の防寒着の上下、ゴム長靴を着用し、釣り道具と赤色の膨張型首掛け式の救命胴衣などが入った道具箱を持って自宅を出た。</p> <p>② 操縦者が発見された時、救命胴衣、防寒着の下及びゴム長靴は見当たらず、着用していた防寒着の上のチャックで閉じられ</p>																					

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最高波ともいう。

	<p>たポケットから水に濡れて使用できない状態の携帯電話が発見された。</p> <p>③ 本件漁協の組合員によると、小型漁船によるいか釣り漁は、出雲埼から西方のコマキノ鼻の沿岸に沿って、疑似餌を使った手釣りで行われているとのことであった。</p> <p>④ 本船は、和船型で船外機が2基装備されていたが、船体発見時には1基が外れており、発見されなかった。</p> <p>⑤ 操縦者の家族によると、操縦者は12日17時00分ごろ本件漁港に波の状況を確認に行って一度帰宅し、17時30分ごろ自宅を出ていた。</p> <p>(2) 波浪及び出航判断について</p> <p>① 本件漁協の組合員によると、本事故当日、本件漁港沖合の海域は南東からの大きなうねりがあり、えび網を揚げる大型の漁船は操業することができたが、17時を過ぎても、本件漁港南東方にある岩礁が見えなくなるような高さの波があったので、本船のような小型漁船が沿岸部でいか釣りできるような波浪ではなかった。</p> <p>② 本件漁協の組合員によると、本件漁港で波の様子を見ていた本件漁港関係者が、出航前の操縦者に波が高い事を伝えたが、本船は出航したとのことであった。</p> <p>③ 本件漁協の組合員は、操縦者は波の状況を見るために一度本件漁港に来て、他の漁船が操業に出ているのを見て出航できると思ったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>(3) 本事故発生場所について</p> <p>① 本件漁協の組合員によると、操縦者は、ふだん出雲埼付近を航行するとき、水深の浅い出雲埼南端の岩礁（以下「本件岩礁」という。）寄りではなく、同埼沖にある杓子礁寄りを航行していたとのことであった。</p> <p>② 本件漁協の組合員は、本件岩礁に本船のものと思われるペンキの痕が付着していたので、本船は、杓子礁と本件岩礁の間を航行中に風波を受けて転覆し、出雲埼に漂着したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>操縦者は、うねりが大きく、強風注意報が発表されている状況下、12月12日18時00分ごろ本件漁港を出航するところを目撃されたこと、死亡推定時刻が19時00分ごろと検案されたことから、同</p>

	<p>日18時00分ごろから19時00分ごろの間に、落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>本件岩礁に本船のものと思われるペンキ痕が残っていたこと、本船が出雲埼において転覆して乗り揚げた状態で発見されたこと及び操縦者が出雲埼の岩礁と岩礁の間で発見されたことから、本船が杓子礁と本件岩礁の間を航行中に波浪を受けて転覆し、操縦者が落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、操縦者が死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を自宅から持ち出していたが、操縦者及び本船の発見場所付近で見当たらなかったことから、本事故時、救命胴衣を着用していなかったか、あるいは落水時等に脱げた可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、うねりが大きく、強風注意報が発表されている状況下、本船が本件漁港を出航した後、操縦者が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、気象情報や波浪の状況をよく確認し、操業海域付近のうねりが大きい場合や波が高い場合は、出航しないこと。 ・ 甲板上で漁労に従事するときは、救命胴衣を適切に着用すること。 ・ 小型船舶の操縦者は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、適切に更新手続を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

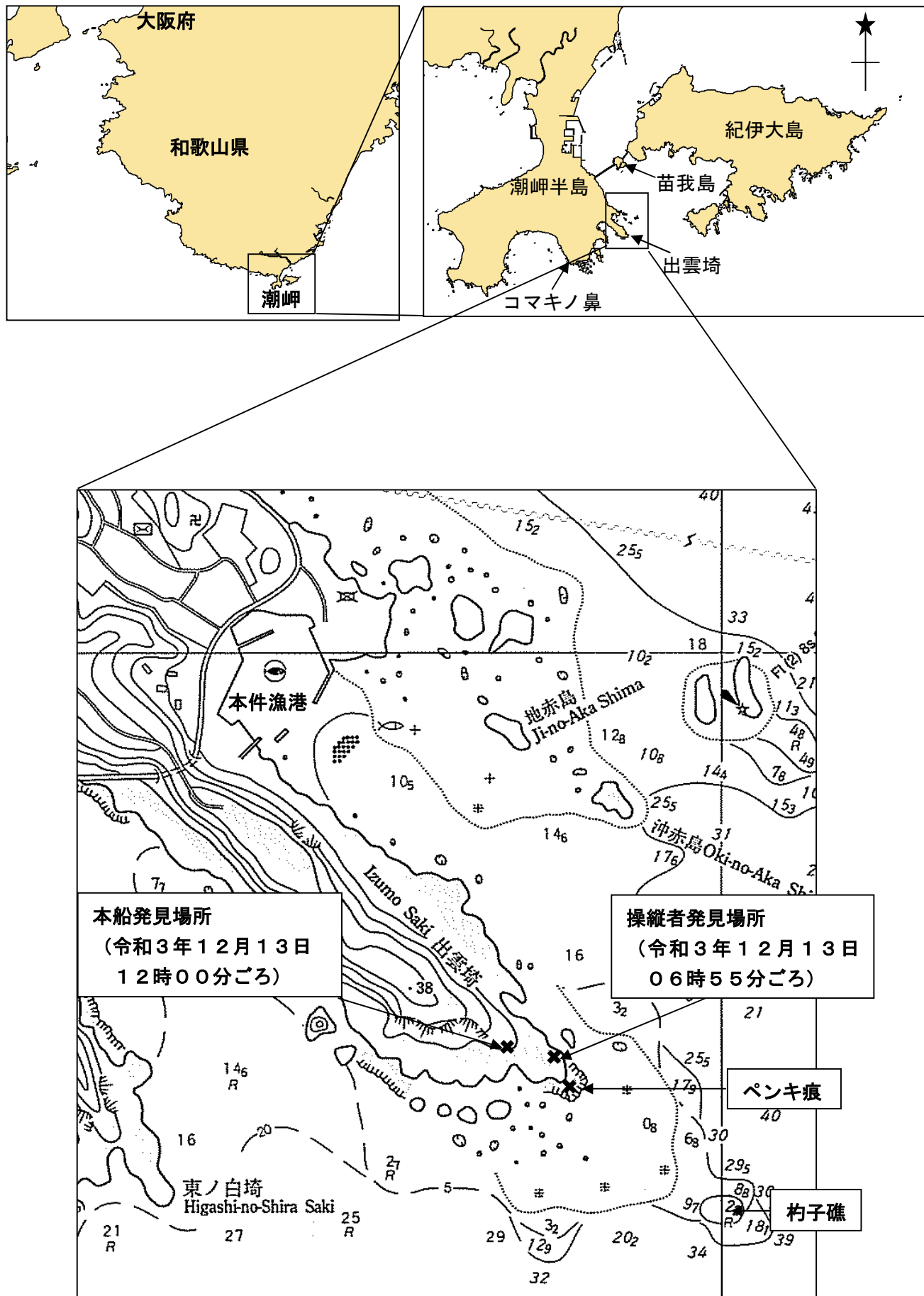


写真1 本事故発生場所

